

保険販売資格をもつ募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された保険販売資格をもつ募集人のみが行うことができます。

三菱UFJ銀行の担当者（保険販売資格をもつ募集人）は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。なお、三菱UFJ銀行の担当者である保険販売資格をもつ募集人の権限等に関しまして確認をご要望の場合には、東京海上日動あんしん生命カスタマーセンターまでご連絡ください。

三菱UFJ銀行からのご説明事項

- 「がん診断保険R」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「がん診断保険R」は東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は「がん診断保険R」の引受保険会社である東京海上日動あんしん生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまにお伺いし、万が一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

東京海上日動あんしん生命の

がん診断保険R

がん診断保険

(無解約返戻金型) 健康還付特則 付加 [無配当]



TOKIO MARINE
NICHIDO

2019年7月

あなたの人生に使わなかった
保険料が戻ってくる
保険でございませう。



あんしんセエメエ

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。お申し込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、大切に保管してください。

主な記載事項 ●保険の特長としくみ ●保険金・給付金等のお支払い ●解約返戻金 ●特約について
●クーリング・オフ ●健康状態・職業等の告知義務 ●保険会社の責任開始期 等

(お問い合わせ、ご照会)

募集代理店

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター[保険]

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3等を除く)

<https://www.bk.mufg.jp>

(ご契約後のご照会)

引受保険会社



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-0005
<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

カスタマーセンター
<商品についてのご案内>

0120-300-352

<上記以外の生命保険全般に関わること相談>

0120-016-234

受付時間 平日 9:00～18:00

土曜 9:00～17:00

(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

募資 18-WE08-137

契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット

募集代理店

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

この保険の引受保険会社は東京海上日動あんしん生命保険株式会社です。株式会社三菱UFJ銀行は東京海上日動あんしん生命保険株式会社の募集代理店です。

ご契約前に必ずお読みください。

この書面は、ご契約内容等に関する重要な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

ご注意ください

「がん診断保険R」は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

引受保険会社



東京海上日動あんしん生命

がん診断保険 R は、“新しいがん保険のカタチ”をご提案します。

がんと診断確定されたときの保障を終身にわたり確保します。

がん診断保険 R の特長

がん診断保険 R の特長



さらに…

健康還付給付金支払日 の前日までに
お払い込みいただいた
主契約の保険料を
「健康還付給付金」もしくは
「診断給付金」として
お受け取りいただけます!

つまり

健康還付給付金支払日
70歳の年単位の契約応当日

診断給付金のお受け取りがない場合



診断給付金のお受け取りがあった場合



お受け取りいただいた診断給付金の合計額がお払い込みいただいた保険料を超えた場合、健康還付給付金のお受け取りはありません。

お取り扱いについて

- ご契約年齢 : 0歳～50歳
- 保険期間 : 終身
- 保険料払込期間: 終身
- 保険料払込方法: 月払、年払
- 保険料払込経路: 口座振替、クレジットカード払込(*1)
- 前納の取り扱い: 70歳まで(特約を付加せず、主契約のみの場合)
- 診断給付金額(*2): 100万円～300万円(50万円単位)

(*1) 1回分の保険料が、月払、年払ともに、10万円以下のお取り扱いとなります。

(*2) Bタイプ(自由設計プラン)の場合は、悪性新生物初回診断特約と合算します。

●募集代理店によってお取り扱いの範囲が異なる場合があります。

保障内容

保障内容

ご契約例 (Aタイプ)

- ご契約年齢: 30歳(男性)
- 診断給付金額: 100万円
- 保険期間: 終身
- 保険料払込期間: 終身
- 健康還付給付金支払年齢: 70歳
- 保険料払込方法: 月払(口座振替)
- 月払保険料: 3,074円

健康還付給付金=既払込保険料相当額=約**147.5万円**

(健康還付給付金支払日まで診断給付金のお受け取りがない場合の金額です。)



がんと診断確定された場合には、**上皮内新生物でも診断給付金をお支払い!**(*3)

ここがポイント



悪性新生物と診断確定された場合には、**診断給付金を何度でもお支払い!**(*3)

ここがポイント

(*3) 診断給付金は回数無制限となりますが、2年に1回を限度とします。ただし、上皮内新生物に対する診断給付金は、1回限りのお支払いとなります。

- 告知・診査の結果によっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。
- 診断給付金を受け取られた場合、解約返戻金は、診断給付金のうちの一定額(保険料の払込年月数、経過年月数等により異なります)を差し引いた額となります。
- 健康還付給付金は、被保険者が健康還付給付金支払日に生存されている場合にお受け取りいただけます。健康還付給付金支払日までに死亡された場合は、解約返戻金と同額の返戻金をお受け取りいただけます。
- 健康還付給付金は、主契約の既払込保険料相当額が対象となり、特約の保険料とその給付金は対象ではありません。

- 健康還付給付金の対象となるのは「月払(口座振替)の主契約の保険料」です。年払、前納のご契約も「月払(口座振替)」に換算して健康還付給付金をお受け取りいただけます。
- 健康還付給付金支払日以降にお払い込みいただく保険料に対しては健康還付給付金および解約返戻金はありません。
- 特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 特約が更新された場合は、保険料が変更となることがあります。

注意喚起情報

注意喚起情報

診断給付金・健康還付給付金に加え、特約を付加することで、さまざまな治療法

「がん診断保険R」

にお役にたてる、

保障内容の詳細については、

P.6 契約概要「**3** 主契約・付加できる主な特約の概要、給付金額等について」をご覧ください。

がん診断保険Rの特長

主契約(リターン対象)

給付金などの種類	どんなとき
診断給付金 上皮内新生物は1回限り保障	初めてがん(悪性新生物・上皮内新生物)と診断確定されたとき、および、がん(悪性新生物)が再発したときなど ※上皮内新生物は1回限りです。
健康還付給付金 (健康還付特則)	健康還付給付金支払日に生存されているとき 70歳までにお払い込みいただいた保険料から、それまでにお受け取りいただいた診断給付金を差し引いた差額をお受け取りいただけます。(*1)

(*1) 差額が0円以下となる場合、健康還付給付金のお支払いはありません。

Aタイプ

一時金
100万円

あり

Bタイプ

一時金
100万円~300万円

あり

他にご契約がある場合等は、その保険金額(給付金額)と合算してご加入いただける限度額(通算限度額)の範囲内でお取り扱いをいたします。

以下の範囲内でご選択いただけます。

- 50万円単位となります。
- 悪性新生物初回診断特約と合算して、左記範囲内となります(悪性新生物初回診断特約を付加する場合は、主契約の診断給付金を50万円とすることも可能です)。

■オプション(特約) 別途特約保険料が必要です。Aタイプには、付加できません。

特約

給付金などの種類	どんなとき
入院給付金 (がん入院特約) 上皮内新生物も保障	がん治療のため、所定の入院をされたとき 支払日数無制限
通院給付金 (がん通院特約) 上皮内新生物も保障	がん治療のための入院の前後で、所定の通院をされたとき 通算730日まで ※1回の入院で45日までです。
手術給付金 (がん手術特約) 上皮内新生物も保障	がん治療のため、所定の手術・放射線治療を受けられたとき 回数無制限 ※放射線照射等は60日間に1回の給付限度があります。
抗がん剤治療の治療給付金 (抗がん剤治療特約) 上皮内新生物も保障	がん治療のため、公的医療保険制度の給付対象である所定の抗がん剤治療を月に1回以上受けられたとき 通算60ヵ月まで
先進医療給付金 (がん先進医療特約) 上皮内新生物も保障	がん治療のため、所定の先進医療を受けられたとき 通算2,000万円まで
初めて悪性新生物になったときの診断保険金 (悪性新生物初回診断特約)	初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき 1回のみ ※上皮内新生物は対象外です。

Bタイプ

日額
主契約の診断給付金の**1/100**

日額
がん入院特約の入院給付金日額と**同額**または**1/2**

一時金
主契約の診断給付金の**20/100**

1ヵ月ごと
5万円 または **10万円**

先進医療にかかわる技術料

一時金
50万円~250万円

以下の範囲内でご選択いただけます。

- 保険期間・保険料払込期間は終身となります。

- がん通院特約を付加する場合は、がん入院特約を付加する必要があります。
- 保険期間・保険料払込期間は終身となります。

- 保険期間・保険料払込期間は終身となります。

- 保険期間・保険料払込期間は10年となります。(*2)

- 保険期間・保険料払込期間は10年となります。(*2)

- 50万円単位となります。
- 保険期間・保険料払込期間は終身となります。
- この特約は、ご契約時のみ付加することができます。



- 保険契約の責任開始は保険期間の始期から91日目となります。
- 責任開始期の前日までにごんと診断確定された場合は、ご契約は無効となり給付金等をお支払いすることはできません。

(*2) 抗がん剤治療特約・がん先進医療特約は自動更新が可能です。

詳しくは、**P.10** 契約概要「**7** 特約の自動更新について(保険期間が10年の特約)」をご覧ください。

がん診断保険Rの特長

保障内容

契約概要

注意喚起情報

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

- 引受保険会社の商号と住所等について
 - 商号 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
 - 住所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-2-1
 - ホームページ <https://www.tmn-anshin.co.jp/>
- カスタマーセンター
 - 〈商品についてのご案内〉
 - ☎ 0120-300-352
 - 〈上記以外の生命保険全般に関わるご相談〉
 - ☎ 0120-016-234
 - 受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00 (日曜・祝日・年末年始を除きます。)

1 がん診断保険Rの特長としくみ

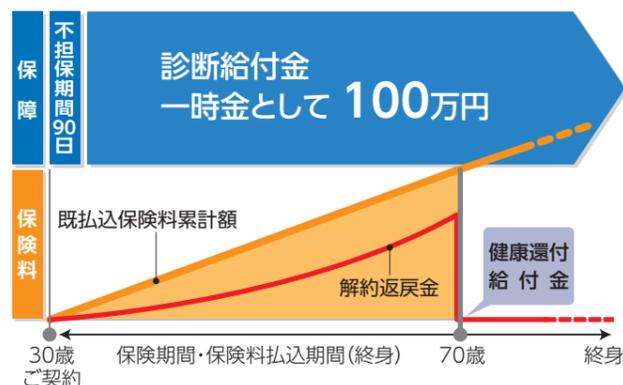
特長

- **がんと診断された場合の保障を一生確保できます。**
- **健康還付給付金支払日の前日までの既払込保険料相当額が診断給付金のお支払合計金額を上回るときは、その差額を健康還付給付金としてお受け取りいただけます。**

ご契約例 (Aタイプの場合)

計算基準日：2019年8月1日

- ・ご契約年齢：30歳(男性)
- ・診断給付金
- ・健康還付給付金支払日：70歳の年単位の契約応当日
- ・月払保険料(口座振替)：3,074円



- がんの保障は、保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日から開始します。
- 上皮内新生物に対する診断給付金のお支払いは、保険期間を通じて1回を限度とします。

2 給付金のお支払いについて

主契約・特約の責任開始期以後に、被保険者ががんと診断確定された場合等に給付金をお支払いします。被保険者が健康還付給付金支払日に生存されているときに、主契約の既払込保険料相当額から診断給付金の合計額を差し引いた金額を健康還付給付金としてお支払いします(差し引き後の金額が0円以下になるときは、健康還付給付金のお支払いはありません)。なお、この保険は死亡または高度障害の保障はありません(被保険者の死亡時に解約返戻金がある場合は、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします)。

3 主契約・付加できる主な特約の概要、給付金額等について

この保険で支払われる給付金等は以下のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。なお、特約については、ご契約に付加されている場合のみお支払いの対象となります。

主契約・特約等	給付金等の種類	お支払事由の概要	保険金額・給付金額等	受取人	ご注意いただきたいこと
がん診断保険(無解約返戻金型)健康還付特約付加(主契約)	基本保障	以下の①または②に該当したとき ①悪性新生物と診断確定された場合で次のいずれかに該当したとき ・初めて悪性新生物と診断確定されたとき ・悪性新生物が認められない状態となった後、再発したと診断確定されたとき ・悪性新生物が他の臓器に転移したと診断確定されたとき ・悪性新生物が新たに生じたと診断確定されたとき ②初めて上皮内新生物と診断確定されたとき	診断給付金額	被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・上皮内新生物に対する診断給付金は保険期間を通じて1回をお支払いの限度とします。 ・2回目以降の診断給付金は、前回の診断給付金のお支払事由に該当した日からその日を含めて2年経過後にお支払事由に該当した場合に限り、お支払いします。 ・責任開始期およびがんの定義と診断確定については、欄外(後述)の「責任開始期およびがんの定義と診断確定について」をご覧ください。
	健康還付特約	被保険者が健康還付給付金支払日(70歳の年単位の契約応当日)に生存しているとき	[既払込保険料相当額] - [診断給付金の合計額]	契約者	<ul style="list-style-type: none"> ・既払込保険料相当額は、「月払・口座振替の保険料(特約の保険料は含みません)×12×契約日から健康還付給付金支払日の前日までの年数」により計算します。 ・診断給付金の合計額は、健康還付給付金支払日の前日までに支払事由が生じたことにより支払われる診断給付金の合計額(特約の給付金等は含みません)となります。 ・既払込保険料相当額から診断給付金の合計額を差し引いた金額が0円以下になるときは、健康還付給付金のお支払いはありません。 ・健康還付特約のみの解約はできません。
特約	がん入院特約	がんの治療を直接の目的として所定の入院をしたとき	入院給付金日額 × 入院日数	被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・責任開始期およびがんの定義と診断確定については、欄外(後述)の「責任開始期およびがんの定義と診断確定について」をご覧ください。
	がん通院特約	がんの治療を直接の目的として所定の入院をし、かつ、入院の原因となったがんの治療を目的として、以下のいずれかの期間内に所定の通院をしたとき ・入院日の前日からその日を含めて週として60日以内 ・退院日の翌日からその日を含めて180日以内	通院給付金日額 × 通院日数		<ul style="list-style-type: none"> ・通院給付金の支払限度日数は、1入院について45日(通算の支払限度日数は730日)となります。 ・責任開始期およびがんの定義と診断確定については、欄外(後述)の「責任開始期およびがんの定義と診断確定について」をご覧ください。
	がん手術特約	がんの治療を直接の目的として所定の手術または、所定の放射線治療を受けたとき	手術給付金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイバースコープによる手術や放射線照射などは、60日間に1回をお支払いの限度とします。また、手術の種類によっては、お支払いの対象とならない手術もあります。 ・責任開始期およびがんの定義と診断確定については、欄外(後述)の「責任開始期およびがんの定義と診断確定について」をご覧ください。 	
	抗がん剤治療特約	以下のすべてを満たす入院または通院による治療を受けたとき ・がんの治療を直接の目的とした所定の入院または通院 ・公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、特約条項に定める抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院	(お支払事由該当月ごとに) 治療給付金額	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる抗がん剤については、抗がん剤治療特約条項別表7をご覧ください。 ・支払限度月数は通算60か月となります。 ・公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。 ・責任開始期およびがんの定義と診断確定については、欄外(後述)の「責任開始期およびがんの定義と診断確定について」をご覧ください。 	

4 お取り扱いについて

ご契約年齢	診断給付金額 ^(※1)	保険期間 ^(※2)	保険料払込期間 ^(※2)	健康還付給付金支払対象年齢
0～50歳	100～300万円 (50万単位)	終身	終身	70歳

- (※1) 悪性新生物初回診断特約と合算して上記範囲内となります。
悪性新生物初回診断特約を付加する場合のみ主契約の診断給付金額を50万円とすることも可能です。
- (※2) 抗がん剤治療特約、がん先進医療特約の保険期間・保険料払込期間は以下のとおりです。

保険期間	保険料払込期間
10年	10年

- がん先進医療特約は、1契約限りのお申し込みとなります（「先進医療給付金」をお支払いする他の特約も含まれます）。
- お申し込み時に医師の診査は不要です（告知のみでお申し込みいただけます）。
- 他にご契約がある場合等は、その保険金額（給付金額）と合算してご加入いただける限度額（通算限度額）の範囲内でお取り扱いをいたします。
- 特約の更新について、詳しくは **P.10** ▶ **7** . 特約の自動更新について（保険期間が10年の特約）をご覧ください。
- 募集代理店によってお取り扱いの範囲が異なる場合があります。

主契約・特約等	給付金等の種類	お支払事由の概要	給付金額等	受取人	ご注意いただきたいこと	
特約	がん先進医療特約	がんの治療を直接の目的として、公的医療保険制度における所定の先進医療を受けたとき	先進医療にかかわる技術料	被保険者	<ul style="list-style-type: none"> 先進医療とは、公的医療保険制度の法律に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（厚生労働大臣が先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等で行われるものに限ります）をいいます。ただし、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付の対象となっていた場合等は、先進医療とはいいません。また、公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用や、技術料以外の自己負担となる費用等はお支払いの対象となりません。 支払限度額は通算2,000万円となります。 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。 責任開始期およびがんの定義と診断確定については、欄外(後述)の 責任開始期およびがんの定義と診断確定について をご覧ください。 	
	悪性新生物初回診断特約	初めて悪性新生物と診断確定されたとき	診断保険金額			<ul style="list-style-type: none"> 上皮内新生物は対象になりません。 診断保険金は保険期間を通じて1回をお支払いの限度とします。 責任開始期およびがんの定義と診断確定については、欄外(後述)の 責任開始期およびがんの定義と診断確定について をご覧ください。
	指定代理請求特約	被保険者である給付金等の受取人が、病気やケガにより給付金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が給付金等の代理請求を行うことができます。				

責任開始期およびがんの定義と診断確定について

責任開始期について	<ul style="list-style-type: none"> 保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日からご契約上の保障を開始します。 責任開始期の前日までにがんと診断確定された場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っているといないとにかかわらず、ご契約は無効とします。
がんの定義と診断確定について	<ul style="list-style-type: none"> この保険では、悪性新生物および上皮内新生物を合わせて「がん」といいます。 悪性新生物および上皮内新生物は、それぞれ普通保険約款・特約条項の別表に定めるものとします。 がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的所見が得られない場合、その他の所見を認めることがあります。

保険料の払込免除

- 以下のいずれかに該当したとき、将来の保険料のお払い込みが免除となります。
 - 保険期間の始期以後の疾病または傷害を直接の原因として、所定の高度障害状態になったとき
 - 保険期間の始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になったとき
- 主契約の保険料のお払い込みが免除となる場合は、特約の保険料のお払い込みも免除となります。

〈その他の特約について〉

特約のお取扱いは、募集代理店によって異なり、三菱UFJ銀行では以下の特約はお取り扱いしておりません。

特約の種類	特約の概要
がん保険契約等の乗換に関する特約	東京海上日動あんしん生命のがん保険契約等にご加入されている場合に、ご契約の保障を途切れさせることなく、ご契約を乗り換えるための特約です。

※「契約概要」・「注意喚起情報」の他の箇所では、上記の特約を除く特約について記載しています。

5 保険料のお払込みについて

払込期間	終身
払込方法	月払、年払
前納(*)する場合の払込期間	70歳までの前納
払込経路	<input type="checkbox"/> 座振替扱、 <input type="checkbox"/> クレジットカード払扱

(*) 将来の保険料を所定の期間分まとめてお払い込みいただく払込制度で、割り引きがあります。ただし、特約を付加する場合は、お取り扱いできません。

- 契約日は、月払の場合は保険期間の始期の属する月の翌月1日となり、年払の場合は保険期間の始期と同日となります。月払で契約日特例をご選択いただいた場合、契約日は保険期間の始期と同日となります。
- 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢となります。
- 払込方法、払込経路の取扱範囲は、募集代理店によって異なりますので、三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)にご確認ください。

6 解約返戻金について

- 主契約の基本保障部分・付加される特約には、解約返戻金はありません。
- 健康還付特則部分は、健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。解約返戻金額は、契約年齢・性別・保険料の払込年月数・経過年月数・診断給付金の支払額(*)により異なります。
(*) 診断給付金のうちの一定額(保険料の払込年月数・経過年月数等により異なります)を差し引きます。
- ご契約を途中でおやめになると解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額になり、特にご契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。また、診断給付金の支払額によっては解約返戻金がまったくない場合もあります。
- 健康還付特則のみの解約はできません。

7 特約の自動更新について(保険期間が10年の特約)

抗がん剤治療特約、がん先進医療特約を付加した場合は、特約の保険期間が満了したときに、どのような健康状態であっても、次のとおり自動的に特約が更新されます。

- ご契約者から特約の保険期間満了日の2ヵ月前までに、継続しない旨のお申し出がない限り、90歳まで保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。
- 更新後の保険期間も10年となります(東京海上日動あんしん生命の定めるところにより保険期間を変更して更新されることがあります)。
- 更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算します。したがって、更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。
- 更新後の特約には、更新時の特約条項が適用されますが、給付金のお支払い、保険料の払込免除および責任開始期につきましては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとしてお取り扱いいたします。
- 更新時の被保険者の年齢が90歳以上のときなどは、自動更新のお取り扱いはいたしません。
- 所定の要件を満たさない場合は更新できないことがあります。

8 契約者配当について

この保険の主契約および特約には、契約者配当金はありません。

9 預金等との違いについて

この商品は、**東京海上日動あんしん生命**を引受保険会社とする**生命保険**です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

10 ご留意いただきたい点について

- 「免責事由に該当した場合」、「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」、「詐欺による取消の場合」、「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、給付金等をお支払いできない場合があります。
- 実際のご契約内容(保険期間・給付金額・保険料・保険料払込期間・保険料払込方法など)につきましては、申込書・お手続き画面等の該当箇所をご確認ください。
- 三菱UFJ銀行では、超保険(*)のお取り扱いはしておりません。超保険にご加入いただいた場合の独自の特約・割引・サービスは適用されません。

(*) 「超保険」とは、東京海上グループの生損保一体型商品をいいます。くわしくは、東京海上日動あんしん生命カスタマーセンターまでお問い合わせください。

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由・制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 クーリング・オフ(お申し込みの撤回やご契約の解除)ができます

- お申込者またはご契約者は、「**ご契約のお申込日**」または「**第1回保険料の領収日(指定口座に着金した日。第1回保険料をクレジットカードによりお払い込みいただいた場合は、東京海上日動あんしん生命がクレジットカードの有効性等を確認した日)**」のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**であれば、クーリング・オフができます。この場合、お払い込みいただいた金額をお返しします。なお、ご提出いただいた申込関係書類(申込書・告知書・報状等)は、ご返却いたしません。
- 東京海上日動あんしん生命が指定した医師の診査が終了した場合や債務履行の担保のための保険契約の場合等は、クーリング・オフができません。

〈クーリング・オフに関するご注意〉

- クーリング・オフは**書面の発信時(郵便の消印日付)**に効力が生じますので、必ず**郵便にて**お申し出ください。クーリング・オフ書面の記載方法および送付先等については「ご契約のしおり」をご参照ください。
- クーリング・オフに関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- クーリング・オフ書面の発信時に保険金・給付金等のお支払事由が生じている場合には、クーリング・オフの効力は生じません。ただし、その書面の発信時に、お申込者またはご契約者が保険金・給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください

ご契約者や被保険者には、**健康状態等について正しく告知をしていただく義務があります。**

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等。以下同じ)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等のうち「告知書」等で東京海上日動あんしん生命がおたずねする内容について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 診査を行うご契約(医師扱)の場合には、東京海上日動あんしん生命指定の医師がおたずねする内容について事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)は告知受領権がなく、**保険販売資格をもつ募集人(三菱UFJ銀行の担当者)に口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

傷病歴等がある方へのお引き受け(特別条件付引受)について

- 傷病歴等を告知された場合、所定の診査や追加の詳しい告知が必要となる場合があります。
- 告知の内容等によっては、傷病歴等があってもお引き受けすることがあります。また、**ご契約を特別な条件付(特定障害不担保等)でお引き受けすることや、お断りすることもあります。**お申し込みにあたって所定の診査をご利用いただく場合は、告知書等でお申し込みいただく場合とお引受条件が異なる場合があります。

告知の内容が事実と相違する場合、**ご契約または特約を解除し、給付金等をお支払いできないことがあります。**

〈告知義務違反になると、どうなるの?〉

- 告知いただくことがら、「告知書」等に記載しています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、ご契約の締結または復活の際の責任開始日(*1)から2年以内であれば、東京海上日動あんしん生命は「告知義務違反」として**ご契約または特約を解除することができます。**
 - ご契約の締結または復活の際の責任開始日(*1)から2年を経過していても、給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が2年以内に発生していた場合には、**ご契約または特約を解除することができます。**
- (*1)復活の場合は、復活日と失効前の責任開始日のいずれか遅い日とします。

〈給付金等のお支払いへの影響は?〉

- ご契約または特約を解除した場合には、給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が発生していても、**給付金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除を行うことはできません**(*2)。この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。
- (*2)ただし、給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、給付金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除を行います。

〈告知義務違反の内容が特に重大な場合は?〉

- **告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後であっても、詐欺による取り消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。**

〈責任開始期の前日までがんと診断確定されていた場合は?〉

- 責任開始期(復活の場合は、復活日と失効前の責任開始日のいずれか遅い日)の前日までがんと診断確定されていた場合は、その事実を知っているとにかかわらず、ご契約は無効となり、**給付金をお支払いできません。**また、告知前がんと診断確定されていたことをご契約者または被保険者が知っていた場合は、すでにお払い込みいただいた保険料は**お返しいたしません。**この場合、解約返戻金があるときは、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。

ご契約内容の確認について

- 東京海上日動あんしん生命の社員または東京海上日動あんしん生命が委託した者が、ご契約のお申し込み後または給付金等のご請求および保険料のお払い込みの免除のご請求の際、**ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。**

3 保障は保険期間の始期からその日を含めて91日目から開始します

- お申し込みいただいたご契約を東京海上日動あんしん生命が承諾(お引き受けすることを決定)した場合、第1回保険料の払込方法に応じて、保険期間の始期は以下のようになります。**なお、保険期間の始期からその日を含めて91日目を責任開始期(ご契約上の保障を開始する時期)とします。**

第1回保険料の払込方法	保険期間の始期
①東京海上日動あんしん生命の指定口座にお振り込みされる場合	「指定口座に着金した時」または「告知日(診査日)」のいずれか遅い時
②クレジットカードによりお支払いされる場合	「東京海上日動あんしん生命がクレジットカードの有効性等を確認した時」または「告知日(診査日)」のいずれか遅い時

- 保険料払込みの免除については、上記にかかわらず保険期間の始期を責任開始期とし、その日からご契約上の保障を開始します。
- 三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。

4 第2回以後の保険料は、払込期月内にお支払い込みください

- 払込期月内にお支払い込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 保険料の払込期月と払込猶予期間は次のようになります。**なお、この保険には自動振替貸付はありません。**

	払込期月(保険料をお支払いいただく月)	払込猶予期間
月 払	契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
年 払	契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約応当日まで

- 払込猶予期間内にお支払い込みがないと、**ご契約は失効します(ご契約の効力がなくなり、保障がなくなります)。**
- 失効したご契約でも、失効日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、告知(または診査)と、延滞保険料(失効している期間の保険料)のお支払い込みが必要となります。ただし、**健康状態などによっては復活できない場合があります。**復活の際の責任開始期等は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

5 給付金等がお支払いできない場合や、保険料のお支払い込みの免除がされない場合があります

次のような場合には、**給付金等のお支払いや保険料のお支払い込みの免除ができません。**

- 責任開始期の前日までにごんと診断確定され、ご契約が無効となった場合
- 免責事由に該当した場合
(例：ご契約者・被保険者の故意または重大な過失による保険料払込みの免除事由該当の場合 など)
- 責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする場合(ただし、ご契約の際の告知等により東京海上日動あんしん生命がその事実を知っていた場合等には、お支払いできることがあります)
- 故意または重大な過失によって告知がなかったり、事実と違うことを告知し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 詐欺行為によりご契約が取り消しとなった場合や、給付金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合(この場合、お支払いいただいた保険料はお返しいたしません)
- 重大事由によりご契約または特約が解除された場合
(例：給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき
ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など)
- 保険料のお支払い込みがなく、ご契約が失効した場合

6 解約の際にはご注意ください

- お支払いいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金・給付金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されまると、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによっても異なります。
- **主契約の基本保障部分・付加される特約については、解約返戻金はありません。**
- 健康還付特則部分は、健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。解約返戻金額は、契約年齢・性別・保険料の払込年月数・経過年月数・診断給付金の支払額(*)により異なります。**診断給付金の支払額によっては、解約返戻金がまったくない場合もあります。**
(*)診断給付金のうちの一定額(保険料の払込年月数・経過年月数等により異なります)を差し引きます。
- 健康還付特則のみの解約はできません。

11 生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望は各種窓口へご連絡ください

- ご契約のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等については、下記カスタマーセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先 **東京海上日動あんしん生命**  **0120-016-234**
カスタマーセンター 受付時間 平日 9:00～18:00
 土曜 9:00～17:00
 (日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

12 上記のほか、注意していただきたいこと

- がん診断保険RIは、健康還付給付金支払日に被保険者が生存している場合に、健康還付給付金支払日の前日までの既払込保険料相当額から、健康還付給付金支払日の前日までにお支払事由が生じた診断給付金のお支払額を差し引いた金額を、健康還付給付金としてお支払いします。このため、次のような点についてあらかじめご了承ください。
 - ご契約者(ご契約者と被保険者が同一人の場合の指定代理請求人等を含みます)は、健康還付給付金をご請求することにより、その結果として、健康還付給付金のお支払いの有無およびお支払額に応じて、**被保険者のがんの罹患の有無等を知ることとなる可能性があります。**
 - 診断給付金を代理請求人にお支払いした場合、被保険者にはその旨をご連絡いたしませんので、ご契約者と被保険者が同一人である場合、ご契約者が健康還付給付金をご請求されたときは、その結果として、**被保険者であるご契約者ががんの罹患の有無等を知ることとなる可能性があります。**
- 東京海上日動あんしん生命の個人情報の取り扱いや給付金等の代理請求について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

あんしん生命のお客さまへの特別なサービス

ご契約者さま・被保険者さまおよびそのご親族(配偶者、6親等以内の血族、3親等以内の姻族)の方がご利用いただけます。 **無料**

2019年7月1日現在

サービス名	サービス内容	連絡先
日常の健康管理、病気の早期発見に	人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス 人間ドック・脳ドック・がんPET検診を実施する全国の提携医療施設の中からお客さまのご希望に沿った施設のご紹介と予約を行います。当社のお客さま向け優待割引料金で受診することができます。 ※医療機関・検診内容によっては割引が適用されない場合があります。	0120-633-877 ＜受付時間＞ 9:30～17:30 (土・日・祝日、8/12～16、12/29～1/5を除く)
おからだの悩みがあったら	メディカルアシスト ● 緊急医療相談／一般の健康相談 救急救命センターに勤務する現役の救急専門医と、豊富な臨床経験を有した看護師が、24時間365日「常駐」し、突然の発病やケガ、日常のおからだのお悩みなどについて電話で的確にアドバイスします。 ● 医療機関案内 夜間・休日の救急医療機関や、出張先・旅先での最寄りの医療機関、女性医師のいる病院など、全国45万件のデータベースからお客さまのご要望に応じた医療機関を電話でご案内します。 ● 予約制専門医相談 (事前予約制) 「病院に行く前に相談したい」「治療を続けているが不安がある」など、日頃のおからだの不調やお悩みに関して、様々な分野で高度な知識を有する専門医が電話でアドバイスします。 ● 転院・患者移送手配 出張先などで急遽入院した救急病院から、ご自宅近くの病院に転院するときなど、民間救急車や航空機特殊搭乗手続など一連の手配を代行します。 ※転院などの実費はお客さま負担となります。	0120-363-992 ＜24時間・365日＞
日常生活の様々なサポートに	デイリーサポート ● 社会保険に関するご相談 公的年金などの社会保険に関するご相談に、社会保険労務士または弁護士が電話でお応えします。 ● 法律・税務に関するご相談 身のまわりの法律や税金に関するご相談に、弁護士等が電話でお応えします。 ● 暮らしの情報提供 グルメ・レジャー情報、マナー・冠婚に関する情報、各種スクール情報など、暮らしに役立つさまざまな情報を電話でご提供します。	0120-285-110 ＜受付時間＞ 社会保険 10:00～18:00 法律 10:00～18:00 税務 14:00～16:00 暮らし 10:00～16:00 土・日・祝日、年末年始を除く
がんと診断されたら	がん専用相談窓口 がんに関するさまざまなお悩みに、大学病院の教授・准教授クラスを中心とした、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーが電話でお応えします。がんと闘う患者様とご家族の心の問題にも対応します。 (事前予約制) がんお悩み訪問相談サービス ご契約者さま・被保険者さまががんと診断された場合に、専門の相談員が訪問し、お悩みをおうかがいします。不安やお悩みの原因について一緒に考え、お役に立てるような情報やツールをご提供します。 (事前予約制)	0120-363-992 ＜24時間・365日＞
介護のお悩みに	介護アシスト ● 電話介護相談 社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。 ● 各種サービスの優待紹介 高齢者の生活を支える各種サービス(家事代行など)を優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。サービスのご利用に係る費用はお客さまのご負担となります。 ● インターネットによる介護情報サービス 情報サイト「介護情報ネットワーク」(https://www.kaigonw.ne.jp/)を通じて、介護の仕方や介護保険制度の内容等、介護に関する様々な情報を提供します。	0120-428-834 ＜受付時間＞ 9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始を除く

※各サービスは予告なく変更・終了となる場合があります。各サービスは東京海上日動あんしん生命がグループ会社および提携会社を通じて提供します。

あんしん生命は保険金・給付金のお支払いだけでなく、病気の予防・早期発見から罹患後、日常生活のサポートまで総合的にお客様にお役に立つ保険会社を目指しています。